

## 資格喪失届の提出について（お願い）

下記の1～6に該当した場合は、基金を脱退することになります。  
市区町村及び年金事務所への届出とは別に基金への届出も必要です。  
資格喪失届の②③④⑦の項目及び届出年月日・住所・氏名・電話番号を記入し、  
必要書類を添えて提出してください。

1. 厚生年金や共済年金に加入したとき

〔添付書類〕

新しく交付された「健康保険証」のコピー

2. 厚生年金や共済年金に加入している配偶者の扶養に入られたとき

〔添付書類〕

新しく交付された「健康保険証」のコピー

3. 宮城県外へお引越されたとき

〔添付書類〕

お引越し先の「住民票」（コピーは不可）

※お引越し先の県の基金に継続加入をご希望の方は、  
お引越してから3ヶ月以内にお引越し先の県の基金に  
ご相談ください。

4. 海外に転居するとき

〔添付書類〕

海外に転居される予定日が記載されている「住民票」（コピーは不可）

5. 国民年金保険料の免除に該当したとき

〔添付書類〕

申請免除は、「国民年金保険料 免除・納付猶予申請承認通知書」のコピー  
法定免除は、「国民年金保険料 免除理由該当通知書」のコピー

※納付猶予、一部免除、学生納付特例の場合も喪失となります。

6. 農業者年金に加入したとき

〔添付書類〕

「農業者年金被保険者証」のコピー

脱退までに納付していただいた掛金に応じて年金をお支払させていただきます。  
今後、定期的に「加入状況のお知らせ」等の書類をお送りさせていただきますので、  
ご住所やお名前が変わられた場合は、基金までご連絡をお願いいたします。

[○各国民年金基金の連絡先はこちら](#)

[○資格喪失届の様式はこちら](#)